

メディア教育研究投稿要領

平成21年6月30日

第1 メディア教育研究は、多様なメディアを利用して行う教育の研究及び開発に関する動向、展望及び学術研究の成果をメディア教育研究に関わる者に対して広く募集し、その成果を掲載発表することにより、我が国の高等教育の発展に寄与することを目的とする。

第2 原稿の種類及び内容は、次のとおりとし、いずれも国内、国外の学会誌、機関誌、商業誌等に掲載済み、掲載予定又は投稿予定ではないものに限る。

| 種類 | 審査 | 内容 |
|--------|------|---|
| 招待論文 | 校閲有り | メディア教育研究の特集テーマにふさわしい実践、研究、開発等をメディア教育研究編集委員会が推薦し、投稿を依頼したもの。 |
| 原著論文 | 査読有り | メディア教育に関する理論、方法、実践、システム開発等の研究結果で、新規性、信頼性、有用性の高いもの。 |
| 展望論文 | 査読有り | メディア教育における特定分野の研究を体系的にまとめ、新規性のある視点で分析することにより研究動向等を展望したもの。 |
| 研究資料 | 査読有り | メディア教育研究の発展に資する調査報告、実践報告、システム開発報告等であり、新規性は高くなくても、有用な結果と考察が記載されているもの。 |
| 研究開発速報 | 査読有り | メディア教育に関する研究、開発、実践等の速報的なもの。なお、研究開発速報は、分析や考察、実験を追加して研究内容を発展させることで原著論文あるいは研究資料に投稿できる。 |
| 報告 | 校閲有り | メディア教育に関する活動報告、海外実情調査報告、国際会議報告など、有用な情報が記載されているもので、メディア教育研究編集委員会が推薦し、投稿を依頼したもの。 |

第3 原稿の執筆に関しては、別に定めるメディア教育研究執筆要領によるものとする。

第4 投稿する場合は、電子媒体の原稿(所定のテンプレートに準拠したもの、doc形式。以下同じ。)に別記様式による投稿票を添付のうえ、メディア教育研究編集委員会(以下「委

員会」という。)宛に提出する。

第5 原稿の掲載の可否、原稿の種類及び内容等の最終的な調整は、委員会において決定し、当該決定内容を投稿者に通知する。

第6 原稿の掲載を認められた投稿者は、メディア教育研究執筆要項に従った完成原稿(電子媒体)を委員会に提出する。

第7 採択された原稿の著作権は、放送大学(以下「大学」とする)に帰属する。

2 投稿にあたっては、採択された場合に当該原稿の著作権が大学に帰属することを著者全員が同意しているものとみなす。投稿者は共著者全員に本投稿要領を示し、この点に関する了解を得た上で投稿しなければならない。

3 投稿にあたっては、その内容と記述が他者の著作権や研究に関わる者の人権を侵害せず、研究上の倫理に反しないよう、十分に配慮しなければならない。

4 採択された原稿について、センターは著者自身による学術教育目的等での利用(著者自身による編集著作物への転載、掲載、Webによる公衆送信、外国語への翻訳、配布等を含む)を無条件で当該著者に許諾する。

第8 投稿された原稿は、当該投稿者から申し出がない限り返却しない。

第9 メディア教育研究の配布先・配布方法は、委員会が別に定める。

第10 原則として、原稿料の支払い及び掲載料の徴収は行わない。

第11 原稿の投稿先及び連絡先は、別記のとおりとする。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から実施する。